

資金繰り

新型コロナウイルス感染症特別貸付

最近1ヵ月の売上高が特定の時期と比較して5%以上減少し、中長期的に業況が回復し発展することが見込まれる方への融資（追加要件を満たせば無担保、実質無利子）

- 融資限度額：60百万円（国民生活事業）
300百万円（中小企業事業）

【窓口】日本政策金融公庫
事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

危機対応業務

内外の金融秩序の混乱や大規模な災害、感染症など、民間金融機関による資金供給が十分になされない事態に際して、指定金融機関（商工組合中央金庫、日本政策投資銀行）を通じて、事業者に対して必要な資金の貸付等を行う。

【窓口】商工組合中央金庫：0120-542-711
日本政策投資銀行：0120-598-600

信用保証

信用保証制度とは、中小企業者が金融機関から事業資金を借り入れる際、信用保証協会が公的な保証人となって金融機関のリスクを引き受けることにより、中小企業者の資金繰りを円滑にするものです。

- 一般保証：借入債務の80%を保証（最大2.8億円）
- セーフティネット保証
4号：幅広い業種で影響が生じている地域について借入債務の100%を保証
5号：特に重大な影響が生じている業種について借入債務の80%を保証
（4号、5号を合わせて、最大2.8億円。一般と別枠。）
- 危機関連保証：危機時に、全国・全業種を対象に借入債務の100%を保証（最大2.8億円。上記2つと別枠）

【窓口】兵庫県信用保証協会 新型コロナウイルスに関する経営相談窓口：078-393-3920

労働者の休業等

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金

小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金。

- 支給額：休暇中に支払った賃金相当額×10/10
（1日あたり8,330円を支給上限）

【窓口】学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金相談コールセンター：0120-60-3999

雇用調整助成金の特例措置の拡大

経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度。

- クーリング期間要件を撤廃、被保険者期間要件を撤廃、生産指標要件を緩和、対象者・助成率を拡充
- 助成率：4/5（中小企業）、2/3（大企業）

【窓口】兵庫労働局ハローワーク助成金デスク
：078-221-5440

社会保険料及び国税の納付の猶予制度

国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険

特別な理由がある者については、条例等の定めるところにより、保険者の判断で、保険料の徴収猶予を行うことが可能とされています。

【窓口】国民健康保険料
：お住まいの市区町村の国民健康保険担当課
後期高齢者医療制度の保険料
：お住まいの市区町村の後期高齢者医療担当課
介護保険料
：お住まいの市区町村の介護保険担当課

厚生年金保険

厚生年金保険料を一時に納付することで、事業継続が困難になるなどの要件に該当するときは、年金事務所に申請することにより、納付の猶予が認められることがあります。

【窓口】最寄りの年金事務所

国税

国税を一時に納付することが困難な場合には、税務署に申請することにより、納税の猶予が認められることがあります。

【窓口】所轄の税務署（徴収担当）